

発言

弁護士 内田雅敏



防衛力を考える
有識者会議

11月22日、「国力としての防衛力を考える有識者会議」(座長、佐々江賢二元外務事務次官)は、防衛力の抜本的強化、反撃能力、防衛産業、総合的な防衛体制の強化、縦割り打破、財源の確保等々の各項目について討議し、報告書にまとめ、岸田文雄首相に提出しました。

報告書は冒頭、「我が国周辺の安全保障環境は厳しさを一段と増しており、5年以内に防衛力を抜本的に強化しなければならぬ」と述べ、「周辺国などが核ミサイルを質・量の面で急速に増強し、特に変則軌道や超音速のミサイルを配備しているなか、我が国の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不可欠」としています。

相手方の基地を攻撃できなければ、2次、3次の攻撃を受ける可能性があり、これを防げないと考えるからです。「反撃能力」とはすなわち「敵基地攻撃能力」のことです。

政府、関係者も以前は直截に「敵基地攻撃能力」と論じていたにもかかわらず、これを「反撃能力」と言うようになったのは、安倍晋三政権以前の歴代政権が防衛政策の根幹として、専守防衛(集団的自衛権行使不可、日本に対する攻撃がなければ自衛隊は行動しない)と並んで敵基地攻

敵基地攻撃能力は本当に「不可欠」なのか 「矛盾」の語を作った古人の知恵に学ぶ

撃能力保持の不可をうたっていたからです。

「禁じ手」を使った集団的自衛権行使容認への道

2014年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定、15年9月19日未明の安保関連法制の強行採決に際しても「安全保障を巡る環境の変化」ということが声高に語られました。

集段的自衛権行使容認の閣議決定に先立つ同年5月15日、安倍首相の諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(座長、柳井俊二元駐米大使)は、憲法解釈を変更し集団的自衛権の行



国連安全保障理事会(国連広報センターのHPから)

使を容認するよう提言しています。

敵基地攻撃能力を不可欠とする提言、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認せよとした提言、いずれも外務官僚が主導して提言をまとめています。さらにあります。安倍首相は、憲法上集団的自衛権行使はできないとしてきた内閣法制局の見解を変えるために、8日、山本庸幸内閣法制局長官を最高裁判事に転出させ、その後任に小松一郎駐フランス大使を就任させました。長官の後任には次長が就任するという内閣法制局の慣行を破るという「禁じ手」を使ったのです。小松長官は就任早々、憲法上、集団的自衛権行使ができないとしてきたこれまでの内閣法制局の見解を表明しました。

外務省の悲願
国連安全保障理事会常任理事国入り

小松、柳井、佐々江らの外務官僚、彼らはなぜ集団的自衛権行使容認、敵基地攻撃能力保持容認等々、自衛隊の肥大化、海外派兵に前のめりなのでしょう。それは外務省の悲願として国連安全保障理事会(安保理)の常任理事国入りがあるからなのです。

米英仏露中の五大国を常任理事国とする安保理は、常任理事国だけが有している拒否権の行使によって、しばしば機能不全に陥るのですが、外務官僚はこの枠の拡大と、参画を悲願としているのです。そのためには、自衛隊を海外でも堂々と使えるようにすることが不可欠なのです。

初めて自衛隊を海外に派遣した1992年のPKO法によるカンボジア派遣、2003年のイラク派兵は、防衛庁(省)より外務省の方が熱心だったので。(2面に続く)

発言

弁護士
内田雅敏

(1面から続く)

安全保障を巡る環境は本当に変わったのか

「安全保障を巡る環境の変化」。軍拡派、軍需産業にとつて、これほど便利な言葉はありません。米軍からの武器の「爆買い」も、米軍と一体となつての自衛隊の活動領域拡大もすべてがこの「安全保障を巡る環境の変化」によって容認されるのです。でも本当にそうでしょうか。

具体的に検証してみることがあります。

▽北朝鮮
まず北朝鮮です。たしかに数回にわたるミサイル発射実験等々、北朝鮮の振る舞いには腹立たしいものがあります。しかし、金正恩政権の目標は米国に向けられているのであって、このミサイルは日本に向けられているわけではありません。北朝鮮は、米国に体制の保証を求めているだけであつて、それ以上でも以下でもありません(1962年のキューバ危機と類似

点があります)。また今回の一連のミサイル発射実験の背景には、大規模な米韓合同の軍事演習がなされていたことも見逃してはなりません。米韓も北朝鮮を挑発しているのです。互いにこの挑発をやめることが緊張緩和なのである。ミサイルによる迎撃、あるいは敵基地攻撃によつては解決できません。この点については後述する通りです。

▽中国
中国との関係では、①尖閣諸島領有問題②台湾「有事」の二つがあります。

前者については、これまでにも本欄(2020年12月20日「領土ナショナリズムの陥穽に嵌つてはならない」など)で述べてきたように、この無人島を巡つては日中両国にそれぞれ言い分があり、ともに「固有の領土」などとは言えず、日中と台湾を加えた三者で共同管理、開発、活用する国際入会地にする以外に解決方法はありません。

尖閣諸島の帰属については、1972年の日中共同声明、78年の日中平和友好条約でも「棚上げ」されてきたという歴史を経過をしっかりと認め、それを国民に押しつけるべきです。中国側もそうすべきことはも

ちろんです。

まず中国側です。

78年10月、日中平和友好条約批准書交換のため来日した鄧小平は、尖閣諸島の領有権問題について「私どもは、両国政府はこの問題をとり上げないのが比較的賢明だと考えています。このような問題は一時棚上げにしても問題はないし、10年間ほつておいてもかまいません。将来かならず双方ともに受け入れることができる問題解決の方式をさがしてあつてほしい」と(「北京週報」19

78年第43期)と述べました。次に日本側です。

79年5月31日付読売新聞社説は「尖閣問題を紛争のタネにするな」と題し「尖閣諸島の領有権問題は、1972年の国交正常化の時も、昨年夏の日中平和友好条約の調印の際にも問題になつたが、いわゆる『触れないでおこう』方式で処理されてきた。つまり、日中双方とも領土主権を主張し、現実的に論争が存在することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つことで日中

政府間の了解が得られた。それは共同声明や条約上の文書にはなっていないが、政府対政府のれっきとした、約束ごとであることは間違いない。約束した以上は、これを遵守するのが筋道である」と述べています。

以下の事実も知っておかねばなりません。1879年に日本が琉球藩を廃止し、沖縄県とした(琉球処分)際に、中国が琉球は中国領だと抗議した。米国前大統領グラントの仲介により、日本は、宮古島以西を中国領

とした。78年(第43期)と述べました。次に日本側です。

79年5月31日付読売新聞社説は「尖閣問題を紛争のタネにするな」と題し「尖閣諸島の領有権問題は、1972年の国交正常化の時も、昨年夏の日中平和友好条約の調印の際にも問題になつたが、いわゆる『触れないでおこう』方式で処理されてきた。つまり、日中双方とも領土主権を主張し、現実的に論争が存在することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つことで日中

政府間の了解が得られた。それは共同声明や条約上の文書にはなっていないが、政府対政府のれっきとした、約束ごとであることは間違いない。約束した以上は、これを遵守するのが筋道である」と述べています。

敵基地攻撃能力は本当に「不可欠」なのか

78年(第43期)と述べました。次に日本側です。

79年5月31日付読売新聞社説は「尖閣問題を紛争のタネにするな」と題し「尖閣諸島の領有権問題は、1972年の国交正常化の時も、昨年夏の日中平和友好条約の調印の際にも問題になつたが、いわゆる『触れないでおこう』方式で処理されてきた。つまり、日中双方とも領土主権を主張し、現実的に論争が存在することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つことで日中

政府間の了解が得られた。それは共同声明や条約上の文書にはなっていないが、政府対政府のれっきとした、約束ごとであることは間違いない。約束した以上は、これを遵守するのが筋道である」と述べています。

以下の事実も知っておかねばなりません。1879年に日本が琉球藩を廃止し、沖縄県とした(琉球処分)際に、中国が琉球は中国領だと抗議した。米国前大統領グラントの仲介により、日本は、宮古島以西を中国領

とした。78年(第43期)と述べました。次に日本側です。

りです。

日本は、日中共同声明で、台湾は中国の一部であるとすることを中国が支持し、台湾問題は中国の内政問題であると考えています。この点は米国の基本的には同じです。

しかし、「台湾有事」として吹聴されている(もっぱら米国の言うところ)ので、その現実性について厳密に検証することが大切です。中国が台湾に武力侵攻するようになると、決して支持しませんが、前記論考で述べたように日中共同声明7項で、日中両国は互いに覇権国家(武力によって物事を決する)とはならないことを宣言し、中国の鄧小平も74年の国連総会演説、78年の日中平和友好条約等で繰り返して、中国は覇権国家とならないと咬明(たんか)を切っています。

これらの発言を「平和資源」として活用し、中国に、台湾有事、すなわち台湾への武力侵攻をさせないよう働きかけ、同時に台湾に対し

ても慎重な行動をとるよう要請すべきです。これこそが「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることを防止し、平和を維持することを決意し」(憲法前文)、「日本国および中国が相互の関係において、すべての紛争を平和的手段によつて解決し、武力、または武力の威嚇に訴えない」(日中共同声明6項)とした日本の外交の在りようです。米軍と一体となつて

攻撃をする意思は持つていないから大丈夫だといふような言い方がなされることがあります。しかし相手国側から見ればどうでしょうか。攻撃能力を持つた以上、攻撃してくるかもしれないと警戒するのは当たり前ではないでしょうか。今日のようないでテク兵器の時代にあつては、そもそも抑止と先制攻撃との境界もあいまいになつてきています。

「撃たれてからでは遅いから、その兆候(これがあいまい)が見られたら撃て」というのが軍事合理性となります。

さらに敵基地攻撃能力を持つたとして、果たしてすべての「敵基地」を把握し、壊滅させられるのでしょうか。ミサイルはあらゆるところから撃つことが可能となりつつあります。

1発のミサイル攻撃に

0万人の台湾住民だけでなく、14億の中国人だとするのは不条理、悩ましい問題です。

「矛盾」の語を作った古人の知恵

軍備を語るべき「意思」と「能力」ということが言われます。つまり、敵基地攻撃能力を持つても、あくまで抑止力としてのものであつて、先制攻撃をする意思は持つていないから大丈夫だといふような言い方がなされることがあります。しかし相手国側から見ればどうでしょうか。攻撃能力を持つた以上、攻撃してくるかもしれないと警戒するのは当たり前ではないでしょうか。今日のようないでテク兵器の時代にあつては、そもそも抑止と先制攻撃との境界もあいまいになつてきています。

「撃たれてからでは遅いから、その兆候(これがあいまい)が見られたら撃て」というのが軍事合理性となります。

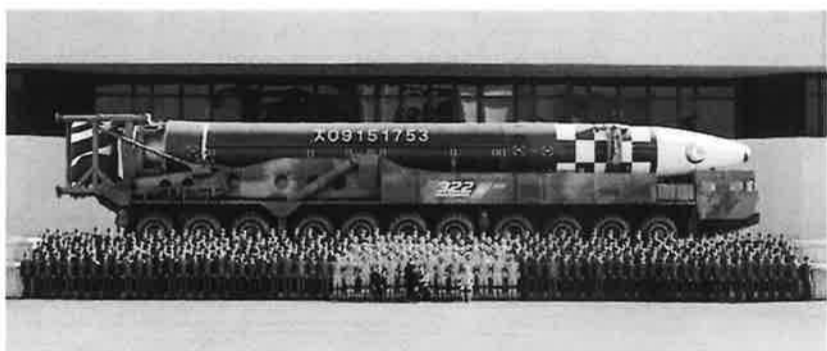
さらに敵基地攻撃能力を持つたとして、果たしてすべての「敵基地」を把握し、壊滅させられるのでしょうか。ミサイルはあらゆるところから撃つことが可能となりつつあります。

1発のミサイル攻撃に

対して迎撃には2発のミサイルが必要だといいますが(1発40億円、2発で80億円です)。飛んでくるミサイルは1発でなく数発となります。これらのミサイル全てを迎撃することは無理です。撃ち漏らす可能性が十分あります。日本海沿岸には多くの原発が設置されています。そのうち一つにでもミサイル攻撃がなされたらどうなるか、さほどの想像力を必要としません。原発と原爆は1字違い、ミサイル防衛は「矛盾」のイタチごっこ、底しれぬ軍拡競争です。もうかるのは軍需産業、被害を受けるのは民衆です。「矛盾」の語を作り出した古人の知恵に学ばねばなりません。

「易地思之」(よくちいから、その兆候(これがあいまい)が見られたら撃て」というのが軍事合理性となります。

さらに敵基地攻撃能力を持つたとして、果たしてすべての「敵基地」を把握し、壊滅させられるのでしょうか。ミサイルはあらゆるところから撃つことが可能となりつつあります。



北朝鮮の最新鋭ミサイル「火星17」型の前での記念撮影
=11月27日付の労働新聞より

「矛盾」の語を作った古人の知恵

軍備を語るべき「意思」と「能力」ということが言われます。つまり、敵基地攻撃能力を持つても、あくまで抑止力としてのものであつて、先制攻撃をする意思は持つていないから大丈夫だといふような言い方がなされることがあります。しかし相手国側から見ればどうでしょうか。攻撃能力を持つた以上、攻撃してくるかもしれないと警戒するのは当たり前ではないでしょうか。今日のようないでテク兵器の時代にあつては、そもそも抑止と先制攻撃との境界もあいまいになつてきています。